

2006年10月2日

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1  
電話 03 - 3580 - 4111 内線2148  
法務省 大臣官房人事課  
検察官適格審査会 庶務担当 御中

〒 .  
東京都足立区  
自宅電話 - -  
(家庭の事情によりつながりにくい、伝言不可)  
(留守電、携帯、FAX、メールアドレスは無)  
申立人 半澤一宣(印)(はんざわ・かずのり)

### 検察官適格審査申立て書

下記のとおり、検察官の適格に係る審査を申し立てますので、よろしくお取り計らいください。よろしくお願いいたします。

なお、審査結果につきましては決定がありしだい速やかに、そのなるべく詳細な理由と共に上記半澤自宅あて書面にてお知らせくださいますよう、合わせてお願い申し上げます。記載事項の不備その他御不明な点がございましたら、上記半澤自宅まで御連絡願います。

#### 記

#### 1. 審査に付すべき検察官の官職及び氏名

東京地方検察庁 検事 佐久間 進(さくま・すすむ)

#### 2. 当該検察官が不適格であると思われる具体的な事実

2005年3月15日(火曜日)16時50分ごろ、東武鉄道伊勢崎線竹ノ塚駅構内の手動式踏切(当時)において、踏切通行人4名が列車にはねられ死傷する事件が発生しました。

私は、この事件に係る東武鉄道株式会社の安全管理体制の不備について、同社の職掌担当者4名を、同年6月26日付けと同年11月10日付けの2回に分けて2名ずつ、東京地方検察庁に告発しました。

本件申立てに係る佐久間検察官は、このうち私が6月26日付けで告発した2名について、本年3月27日付けで不起訴処分とする決定をしました。

私は、本年4月14日、この不起訴処分理由の説明を聞くため、佐久間検察官に面会しました。私は、その3日前の11日付けで、不起訴処分理由の説明の円滑化を図る目的で、不起訴処分に係る私の疑問点(重点的に説明を求めたい事項)を要約した文書を、佐久間検察官あてに郵送しておきました。私は、この文書の中で「前年11月10日付けで行った告発について、受理したとも書類に不備があるから受理できないとも一切連絡がないが、その後どういう取扱いになっているのか教えてほしい」旨も書き添えておきました。

佐久間検察官は、4月14日の面会の席で、前年11月10日付け告発の取扱いについて「関係書類は引継ぎを受けており、預かり扱いとさせていただいていましたが、問い合わせがありましたのでお返しします」と言い、用意してあった11月10日付け告発状を私に手渡し返戻してきました。私は、佐久間検察官に「告発を5ヶ月間も全く捜査せずほ

ったらかしにしておいて、謝罪の一つもないというのは失礼ではありませんか？」とこの場で抗議しました。しかし、佐久間検察官は「今回不起訴とした以外の被疑者（申立人注：11月10日付け告発に係る被疑者2名のこと）については、被疑事実の説明の筋道をはっきりさせたうえで、特捜部直告係に再提出していただければ、担当が誰になるかはわかりませんが必ず捜査します」と、事件を他の検察官にたらい回しするのを正当化しようとする発言があっただけで、謝罪や返戻の撤回の申出などはありませんでした。

### 3．申立ての理由

上に記した佐久間検察官の事件処理方（告発に係る捜査を全く行わないまま、関係資料一式を返戻することで、当該事件の捜査に係る責任逃れをしたこと）は、その職務を通して国民に奉仕すべき国家公務員としてあるまじき、職務怠慢であることは明白です。

佐久間検察官は、自らの職務怠慢によって国民に重大な不利益（告発に要した時間・労力・費用などを一方的に無駄にさせ、ひいては告発人に精神的苦痛を与えた）をもたらし、同時に検察制度に対する国民の信頼を著しく損なう結果を招きました。

私は、佐久間検察官のこのような職務姿勢については、検察庁法第23条に定める「検察官が（中略）その職務を執るに適しないとき」に該当するものであると考えます。

よって、佐久間検察官の罷免を求めたく、佐久間検察官の適格に係る審査を申し立てます。

### 4．添付資料

「東武伊勢崎線竹ノ塚駅踏切死傷惨事に係る、東京地方検察庁担当検察官とのトラブルの事実経過」

（2006年6月4日付けで、総務省東京行政評価事務所行政相談課に送付したもの）

以上

記事 書留郵便物引受番号と配達完了日および配達郵便局  
第193-62-38363-3号（配達証明郵便）  
平成18（2006）年10月3日 東京中央郵便局にて配達完了